平成２４年（フ）第９３号
京都市山科区御陵原西町17番地12
債務者　三芳　人司
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
京都府向日市上植野町上川原８番地の１　西山ビューハイツ401号
債務者　長谷川文子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
京都市伏見区向島二ノ丸町68番地81
債務者　外村　保
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
京都市伏見区竹田浄菩提院町207番地　アークハイツ城南宮107
債務者　加藤　浩一
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
広島県呉市宮原12丁目20番34号
債務者　池邉　邦子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第７号
広島県呉市焼山東１丁目18番３―406号
債務者　中村眞由美
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第８号
広島県呉市焼山此原町20番５号　202号室
債務者　藤田　貴之
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第９号
広島県竹原市下野町4242番地
債務者　新谷　隆司
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３５５号
福井市毛矢２丁目１番７号
債務者　髙間　陽子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
福井県あわら市大溝１丁目12番21号、旧住所福井県坂井市丸岡町板倉第12号４番地25
債務者　三ツ山正樹
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２１号
福井県坂井市丸岡町猪爪第５号15番地１　エスポアール・ハイム201号室
債務者　中川孝一郎
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
福井県越前市下平吹町33―３―４　シャン・ド・フルールＣ―202、住民票上の住所福井県鯖江市舟津町４丁目４番16―２号　カサブランカＣ―105
債務者　花田　知之
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
福井市南楦原町第20号15番地５　県営住宅１棟306号
債務者　油谷　満理
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
福井市四十谷町第３号１番地25
債務者　朝田　仁志
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
福井市下馬２丁目2010番地
債務者　平山　和三
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
徳島県板野郡松茂町中喜来字蔵野１番地
債務者　住友　玲子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１６号
徳島県徳島市南仲之町１丁目21番地　アーバンコート徳島903号室、旧住所徳島県徳島市川内町旭野１番地の７
債務者　太田純一郎
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１７号
徳島県徳島市南仲之町１丁目21番地　アーバンコート徳島903号室、旧住所徳島県徳島市川内町旭野１番地の７
債務者　太田　敏惠
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部